

政令第 号

警備業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

警備業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年十一月二十一日とする。

理由

警備業法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。